

お客さまへ

平成 19 年 9 月

金融商品取引法施行のお知らせ

三菱 UFJ 信託銀行

平成 19 年 9 月 30 日に金融商品取引法が施行され、関連する法令（銀行法、信託業法、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、など）が改正になります。これらの新しい法令は、元本割れ等のリスクがある金融商品について、お客さまに十分にご理解していただいたうえでお取引していただけるよう、金融商品の販売・勧誘ルールを変更するものです。

弊社では、新しい法令に則り、お客さまのご意向や金融商品・投資に対する知識、ご経験、財産の状況等を踏まえ、お客さまにあった商品をご案内するようにこれまで以上に努めて参ります。また、お客さまに金融商品の内容を十分にご理解し、ご判断いただけるよう、商品の仕組みやリスク、手数料などについてのご説明をさらに詳しく丁寧に行ってまいります。

お客様へのお願い

- 弊社では、お客さまにあった商品をご案内させていただくために、お客さまのご意向などについてこれまでよりも詳しくお伺いする場合がございます。
- 弊社では、お客さまに金融商品の内容を十分にご理解いただけるよう、商品性などのご説明について、これまで以上にお時間をいただく場合がございます。
- お客さまがご希望される金融商品であっても、お客さまの金融商品・投資に対する知識やご経験、財産の状況等を踏まえ、お取引をお断りさせていただく場合がございます。
- 金融商品のご購入に際しては、銀行からお渡りする説明書面を必ずお受け取りいただき、商品の仕組みやリスク、手数料などの商品内容をよくご確認・ご理解のうえ、ご契約くださいますようお願い申し上げます。

各商品のお取扱いについて、詳しくはお取引いただいております営業店等にお問い合わせください。

お客さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。